

○県民税利子割に係る事務取扱いについて

昭和63年4月30日

税第36号

総務部長

このことについて、別紙のとおり定めたので事務処理に遺憾のないようされたい。

別紙

(非課税の範囲等)

1

- (1) 非課税に該当するか否かの判定は、利子等の支払の時点の現況によつて行う。
- (2) 利子割の課税標準となる利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定されることから、所得税法等の規定によつて非課税とされる次の利子等については、利子割についても非課税とされる(地方税法(以下「法」という。)71の5②)。

ア 当座預金の利子(所得税法9①(1))

イ こども銀行の預貯金の利子等(所得税法9①(2))

ウ オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの(所得税法9①(11))

エ 公益信託又は加入者保護信託の信託財産につき生ずる利子(所得税法11②)

オ 特定寄附信託の利子(租税特別措置法4の5)

カ 納税準備預金の利子(租税特別措置法5)

キ 納税貯蓄組合預金の利子(納税貯蓄組合法8)

- (3) 非居住者が支払を受ける利子等については、非課税とされる(法25の2①)。この場合において、非居住者の区別は、特別徴収義務者が実態によつて判定するものであるが、その区別は、原則として所得税の場合と一致するものである。

なお、特別徴収をした後に当該特別徴収に係る納税者が非居住者であることが、特別徴収義務者において判明した場合は、当該特別徴収義務者の申出に基づいて減額更正し、当該特別徴収に係る税額を当該特別徴収義務者に還付する。

(特別徴収に係る納期限)

- 2 特別徴収義務者は、利子等の支払の際(特別徴収義務者が利子等の支払の取扱いをする者である場合には、利子等の交付の際)、利子割を徴収し、徴収の日の属する月の翌月10日までに、利子等の支払の事務(又は支払の取扱いの事務)を行う営業所等の所在地の都道府県に納入する(法71の10②)。

(特別徴収事務を行う営業所等)

- 3 特別徴収義務者は金融機関等である法人であつて、個々の営業所等ではないので、特別徴収事務を実際に行う営業所等はどこであつても差し支えない。

(例) ・本店から各都道府県に各都道府県分を一括納入

- ・県内に所在する営業所等のうち主たるものから本県分を一括納入
- ・県内に所在する各営業所等から当該営業所等分を納入

この場合において、特別徴収義務者の事務処理システム上必要あるときは、上記の納入方式のいくつかを併用することも差し支えない。

(納入申告書等の様式)

4

- (1) 特別徴収義務者が納入申告書、納入済通知書、納入書、領収証書及び特別徴収税額計算書(以下「納入申告書等」という。)並びに営業所等別明細書をコンピュータによつて作成する場合には、課税事務に支障のない範囲内において納入申告書等及び営業所等別明細書の様式に若干の修正を加えることができる。この場合においては、その大きさは、A4判以外の判形としても差し支えない。
- (2) 特別徴収義務者は、金融商品の種類ごとに納入申告書等及び営業所等別明細書を作成する。ただし、懸賞金付預貯金等の懸賞金等に係る納入申告書等については、一の申告書等に、当該申告書に係る金融商品の種類のうち該当するものをすべて記載する。

(納入申告書等における支払金額の記載)

5

- (1) 特別徴収税額計算書の「支払額」の欄は、支払の時点における課税、非課税の区分にしたがつて、当該支払に係る利子等の計算期間の全期間に対応する利子等の額を記載する。したがつて、昭和63年4月1日を含む利子等の計算期間に係るものについては、昭和63年4月1日前の期間に係る利子等に相当する額も含めて記載することとなる。
- (2) 納入申告書、納入済通知書、納入書及び領収証書の「支払金額」の欄は、特別徴収税額計算書の「課税」の区分の「支払額」を記載する。したがつて、昭和63年4月1日前の期間を含む利子等の計算期間に係るものが含まれる場合には、当該「支払金額」の5%相当分と特別徴収税額は一致しないこととなる。

(納入申告書の受付及び不申告加算金等の取扱い)

6

- (1) 納入申告書は、納入済通知書の領収日付印の日(神奈川県県税条例施行規則第7条第1項に規定する収納金融機関等において領収した日(同項の収納金融機関等以外の金融機関に納入の委託がされた場合で当該金融機関の発する証明書等により委託された日が確認されたときは、当該委託された日)をいう。)をもつて受け付けられたものとみなし、当該日付が提出期限内であれば、不申告加算金は課さない。
- (2) 不申告又は過少申告の区別は、予め県と特別徴収義務者の間で確認した納入方法により、一の納入申告書によつて申告納入することとされた特別徴収税額ごとに行う。
すなわち、各営業所等に係る特別徴収税額を各営業所等から個別に納入する場合は、各営業所等分につき不足額があれば過少申告、一の営業所等分が全く申告されていない

ければ不申告となる。

また、県内の各営業所等に係る特別徴収税額を一括納入する場合は、一括分につき不足額があれば過少申告、一括分が全く申告されていなければ不申告となる。

- (3) 既に提出された納入申告書等について、特別徴収税額計算書の「種類」の欄に記入誤りがあつたため、本来申告すべき金融商品とは異なる金融商品に係る利子割の申告がされたものとして取り扱っていた場合は、本来申告すべき金融商品に係る利子割の法第71条の10第2項に規定する申告義務は当該既に提出された納入申告書等により果たされているとみられるので不申告とはならない。
- (4) 延滞金の計算は、予め県と特別徴収義務者間で確認した納入方法により、一の納入申告書によつて申告納入することとされた特別徴収税額を基礎として計算を行う。
- (5) 督促状は、予め県と特別徴収義務者間で確認した納入方法により、一の納入申告書によつて納入申告書を提出することとされた特別徴収税額について、当該特別徴収税額に係る特別徴収事務を行う営業所等に送付する。

(利子等の種類別の特別徴収義務者及び納入すべき都道府県)

7

(1) 預貯金等(法23①(14)イ)

ア 公社債

(ア) 金融債

a 登録債(地方税法施行令(以下「令」という。)7の4の2①(1)、③(4))

元利金指定支払場所を有する金融機関等が特別徴収し、銀行等が元利金指定支払場所とされているものについては元利金指定支払場所たる営業所等、金融商品取引業者等が元利金指定支払場所とされているものについては利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

b 現物債(令7の4の2①(1)、②(1)ロ、③(4))

発行体である金融機関又は当該金融機関から委託を受けて利子の支払をする金融機関等若しくは利子の支払の取次ぎをする金融機関(地方税法施行規則(以下「規則」という。)1の10①に規定するもの)若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等(保護預り債の場合は、保護預り口座の設定された営業所等)の所在する都道府県に納入する。

c 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が保有する現物債の利子については、金融商品取引業者等に保管の委託がなされている場合を含め、当該内国信託会社を特別徴収義務者とする。

d 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(以下「振替口座簿」という。)に記載され、又は記録された金融債(令7の4の2②(1)イ、③(4))

同法第2条第6項に規定する直近上位機関(以下「直近上位機関」という。)が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) その他の公社債

a 登録債

元利金指定支払場所を有する金融機関等が特別徴収し、銀行等が元利金指定支払場所とされているものについては元利金指定支払場所たる営業所等、金融商品取引業者等が元利金指定支払場所とされているものについては利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

b 現物債(令7の4の2①(1)、②(1)ロ、③(4))

発行体である発行人又は発行人から委託を受けて利子の支払をする金融機関等若しくは利子の支払の取次ぎをする金融機関(規則1の10①に規定するもの)若しくは金融商品取引業者が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等(保護預り債の場合は、保護預り口座の設定された営業所等)の所在する都道府県に納入する。

c 単独運用信託に係る信託契約に基づき、内国信託会社が所有する現物債の利子については、金融商品取引業者等に保管の委託がなされている場合を含め、当該内国信託会社を特別徴収義務者とする。

d 振替口座簿に記載され、又は記録された公社債(令7の4の2②(1)イ、③(4))

直近上位機関が特別徴収し、利子の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

e 郵便貯金銀行が特別徴収する公社債の利子に係る利子割については、その支払い方法が現金払であるものにあつては支払を行う郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に、振替預入であるものにあつては振替預入に係る預貯金の記号による都道府県に納入する。

イ 預貯金(令7の4の2①(2)、(3)、(4)、②(2)、(2)の2、③(1)、(2))

(ア) 銀行(郵便貯金銀行を除く。)その他の金融機関に対する預貯金

銀行その他の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

なお、外貨建預金及び譲渡性預金については、口座(勘定)が本店に集中している場合があるが、この場合は本店の所在する都道府県に納入することとなる。

(イ) 郵便貯金銀行に対する預貯金

a 郵便貯金銀行の営業所等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われたもの(令7の4の2①(3)、②(2)、③(1)、郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第292号)附則第15条)

郵便貯金銀行が特別徴収し、当該受付の事務を行つた郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入する。

b 旧通常郵便貯金(旧郵便貯金法第7条第1項第1号に掲げる通常郵便貯金(郵政民

営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条第1項第1号に掲げる郵便貯金を除く。)をいう。以下同じ。)(令7の4の2①(4))

郵便貯金銀行が特別徴収し、当該旧通常郵便貯金の現在高についての情報の管理に関する事務(利子の計算のためのものを除く。)を行う郵便貯金銀行の営業所等の所在する都道府県に納入する。

- c 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)から業務の委託を受けて郵便貯金銀行が管理する旧積立郵便貯金等(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第5条第1項各号に掲げる郵便貯金をいう。以下同じ。)(令7の4の2②(2)の2、③(2))

郵便貯金銀行が特別徴収し、当該旧積立郵便貯金等の現在高についての情報の管理に関する事務(利子の計算のためのものを除く。)を行う郵便貯金銀行の営業所等の所在する都道府県に納入する。

(ウ) 勤務先預金

- a 使用者が預金の受入れをする場合

利子の支払をする使用者が特別徴収し、利子の支払の事務を行う事業所等の所在する都道府県に納入する。

したがって、利子の支払の事務が本社一括で行われている場合は本社所在地、複数の事業所等で行われている場合は当該事業所等の所在地の都道府県に納入する。

なお、利子の支払の事務とは、通帳又は台帳等により預金の口座管理・利息計算を行う事務をいうものである。

- b 使用者が預金通帳の管理のみを行い、銀行その他の金融機関が預金の口座管理・利息計算を行う場合

銀行その他の金融機関に対する預貯金と同じ取扱いとする。

- (エ) 国家公務員共済組合法第98条若しくは地方公務員等共済組合法第112条に規定する組合に対する組合員の貯金又は私立学校教職員共済法第26条に規定する事業団に対する加入者の貯金

利子の支払をする組合又は事業団が特別徴収し、利子の支払の事務を行う組合又は事業団の事務所等の所在する都道府県に納入する。

したがって、利子の支払の事務が組合又は事業団の複数の事務所等で行われている場合は、当該事務所等の所在地の都道府県に納入する。

- (オ) 金融商品取引業者の支店に対する預託金で、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく有価証券の購入のためのものの利子

金融商品取引業者が特別徴収し、預託金の運用を行う営業所等、すなわち本社の所在する都道府県に納入する。

ウ 合同運用信託

(ア) 振替口座簿に記載され、又は記録された所得税法第2条第1項第12号に規定する貸付信託(令7の4の2②(2)の3、③(4))

直近上位機関が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) (ア)以外の合同運用信託(令7の4の2①(5))

a 無記名の貸付信託以外のもの

内国信託会社が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

b 無記名の貸付信託

内国信託会社が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。この場合において、支払の請求を受けた営業所等とは、クーポンの提示を受けた営業所等をいうが、特別徴収義務者の事務処理システム上これにより難しい場合は、貸付信託の受益証券を発行した営業所等として差し支えない。

エ 公社債投資信託

(ア) 振替口座簿に記載され、又は記録された公社債投資信託(令7の4の2②(3)イ、③(4))

直近上位機関が特別徴収し、公社債投資信託に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) (ア)以外の公社債投資信託(令7の4の2①(6)、②(3)ロ、③(4))

投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託委託会社、金融商品取引業者、金融商品取引法に規定する登録金融機関又は取次金融商品取引業者その他支払の取次ぎを行う金融機関(銀行及び信託会社)が特別徴収し、公社債投資信託に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(2) 国外一般公社債等(法23①(14)ロ)

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第3条の3第1項に規定する公社債又は受益権に係る国外一般公社債等(令(令7の4の2②(7)イ、③(4)))

直近上位機関が特別徴収し、国外一般公社債等の利子等の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ ア以外の国外一般公社債等(令7の4の2②(7)ロ、③(4))

(ア) 指定金融商品取引業者等(租税特別措置法施行令第2条の2第2項に規定するものをいい、信託会社を含む。)が顧客から注文を受け国外において直接取得した国外一般公社債等の利子等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該指定金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) 指定金融商品取引業者以外の一般金融商品取引業者又は内国信託会社(以下

「事務取扱金融商品取引業者等」という。)が指定金融商品取引業者に委託して取得した国外一般公社債等の利子等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該事務取扱金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(ウ) 事務取扱金融商品取引業者等が指定金融商品取引業者に委託して取得した自己所有分の国外一般公社債等の利子等については、当該事務取扱金融商品取引業者等が支払の取扱いをする者として特別徴収を行う。

(エ) 指定金融商品取引業者等又はその他の金融機関等が国外から直接支払を受ける自己所有分の国外一般公社債等の利子等には課税しない。

(3) 財形貯蓄(法23①(14)イ又はハに含まれるいわゆる「一般財形」)

ア 財形貯蓄(預貯金の預入に関する契約に基づくもの)

(ア) 銀行(郵便貯金銀行を除く。)その他の金融機関に対する預貯金

銀行その他の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) 郵便貯金銀行に対する預貯金

郵便貯金銀行が特別徴収し、最後の預入の取扱いを行つた郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入する。これは、財形貯蓄の契約期間中に住所移転した場合、預入の取扱いを行う郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局が新たな預入の申込を受けた郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局と異なることとなるので、利子の支払時点において最後の預入の取扱いを行つた郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入することとするものである。

イ 財形貯蓄(合同運用信託の信託に関する契約に基づくもの)

国内信託会社が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

ウ 財形貯蓄(有価証券の購入に関する契約に基づくもの)

一般の有価証券と同じ。

エ 財形貯蓄(生命保険又は生命共済に係る契約に基づくもの)(令7の4の2①(7))

(ア) 生命保険会社が特別徴収し、当該生命保険契約に関する事務を行う営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支社」の所在する都道府県に納入する。

(イ) 農業協同組合等(農協、農協連合会、消費生協連合会)が特別徴収し、支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

オ 財形貯蓄(損害保険に係る契約に基づくもの)(令7の4の2①(7))

損害保険会社が特別徴収し、当該損害保険契約に関する事務を行う営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支店」の所在する都道府県に納入する。

カ 財形貯蓄(機構から業務の委託を受けて郵便保険会社が管理する旧簡易生命保険契約に基づくもの)(令7の4の2②(4))

郵便保険会社が特別徴収し、保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の事務を行う営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等(当該保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金を顧客の振替口座に払い込む取扱いの場合又は金融機関にある顧客の預金又は貯金に振り込む取扱いの場合にあつては、当該支払の請求を受けた営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等)の所在する都道府県に納入する。

(4) 預金保険機構が行う保険金の支払又は預金等債権の買取り(法23①(14)イ、ヘ)(令7の4の2①(8)、②(5)、③(4))

預金保険機構又はその業務の一部の委託を受けた日本銀行若しくは預金保険法に規定する金融機関等が特別徴収し、保険金の支払又は預金等債権の買取り若しくは精算払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(5) 農水産業協同組合貯金保険機構が行う保険金の支払又は貯金等債権の買取り(法23①(14)イ、ヘ)(令7の4の2①(9)、②(6)、③(4))

農水産業協同組合貯金保険機構又はその業務の一部の委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関が特別徴収し、保険金の支払又は貯金等債権の買取り若しくは精算払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(6) 私募公社債等運用投資信託等(法23①(14)ハ)

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第8条の2第1項に規定する受益権に係る私募公社債等運用投資信託等(令7の4の2②(8)イ、③(4))

直近上位機関が特別徴収し、私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ ア以外の私募公社債等運用投資信託等(令7の4の2①(2)、2(8)ロ、③(4))

投資信託委託会社、委託者非指図型投資信託の受託信託会社、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受託者である信託会社、金融商品取引業者、金融商品取引法に規定する登録金融機関又は取次金融商品取引業者その他の支払の取次ぎを行う金融機関(銀行、内国信託会社)が特別徴収し、私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(7) 国外私募公社債等運用投資信託等(法23①(14)ニ)

ア 振替口座簿に記載され、又は記録された租税特別措置法第8条の3第1項に規定する受益権に係る国外私募公社債等運用投資信託等(令7の4の2②(9)イ、③(4))

直近上位機関が特別徴収し、国外私募公社債等運用投資信託等に係る収益の分配の支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ ア以外の国外私募公社債等運用投資信託等(令7の4の2②(9)ロ、③(1))

(ア) 指定金融商品取引業者等(租税特別措置法施行令第2条の2第2項に規定するも

のをいい、内国信託会社を含む。)が顧客から注文を受け国外において直接取得した国外私募公社債等運用投資信託等の配当等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該指定金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(イ) 指定金融商品取引業者以外の一般金融商品取引業者又は内国信託会社(以下「事務取扱金融商品取引業者等」という。)が指定金融商品取引業者に委託して取得した国外私募公社債等運用投資信託等の配当等について、顧客に対しその支払の取扱いを行う場合には、当該事務取扱金融商品取引業者等が特別徴収し、支払の請求を受けた営業所等の所在する都道府県に納入する。

(8) 懸賞金付預貯金等(法23①(14)ホ)(令7の4の2①(11))

ア 銀行その他の金融機関に対する懸賞金付預貯金等

銀行その他の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ 割増金品付の定額貯金

郵便貯金銀行が特別徴収し、割増金品の支払の請求を受けた郵便貯金銀行の営業所等又は郵便局の所在する都道府県に納入する。

(9) 金融類似商品(法23①(14)へ)

ア 定期積金(所得税法174(3))(令7の4の2①(12))

信用金庫等の金融機関が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

イ 掛金(所得税法174(4))(令7の4の2①(12))

銀行が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

ウ 抵当証券(所得税法174(5))(令7の4の2①(12))

抵当金融商品取引業者が特別徴収し、利息の支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

エ 金貯蓄(投資)口座(所得税法174(6))(令7の4の2①(12))

銀行、金融商品取引業者が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

なお、口座(勘定)が本店に集中している場合があるがこの場合は、本店の所在する都道府県に納入することとなる。

オ 外貨建預金(所得税法174(7))(令7の4の2①(12))

銀行等が特別徴収し、口座が設定された営業所等の所在する都道府県に納入する。

カ 一時払保険(所得税法174(8))

(ア) 一時払生命保険(令7の4の2①(13))

生命保険会社が特別徴収し、保険金又は解約返戻金の支払の請求を受けた営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置され

るいわゆる「支社」の所在する都道府県に納入する。

- (イ) 機構から業務の委託を受けて郵便保険会社が管理する旧簡易生命保険(令7の4の2②(10))

郵便保険会社が特別徴収し、保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金の支払の事務を行う営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等(当該保険金若しくは満期保険金又は解約返戻金を顧客の振替口座に払い込む取扱いの場合又は金融機関にある顧客の預金又は貯金に振り込む取扱いの場合にあつては、当該支払の請求を受けた営業所等を当該営業所等の所在する地域において統轄する郵便保険会社の営業所等)の所在する都道府県に納入する。

- (ウ) 一時払損害保険(令7の4の2①(14))

損害保険会社が特別徴収し、当該損害保険契約に関する事務を行う営業所等を地域的に統轄する営業所等、すなわち、概ね都道府県に対応して設置されるいわゆる「支店」の所在する都道府県に納入する。

- (エ) 一時払共済(生命)(令7の4の2①(13))

農業協同組合等が特別徴収し、共済金の支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

- (オ) 一時払共済(損害)(令7の4の2①(14))

農業協同組合等が特別徴収し、共済金の支払の事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

- (10) 特定寄附信託(特定寄附信託の要件を満たさないこととなる事実が生じたことにより、特定寄附信託の受託者が支払つたものとみなされたもの)(法附則8の3の2)(令附則6)

特定寄附信託の受託者である信託会社が特別徴収し、当該特定寄附信託に関する事務を行う営業所等の所在する都道府県に納入する。

(財形貯蓄に関する経過措置)

- 8 次の財形貯蓄に係る利子等については、法23①(14)イ又はハに規定する財形住宅・年金貯蓄に係る利子等とみなして非課税とする(地方税法の一部を改正する法律(昭和62年法律第94号)附則4(13))。

- (1) 旧財形年金貯蓄

- (2) 財形貯蓄引継契約に基づいて旧一般財形貯蓄から財形住宅・年金貯蓄に切り替えられたもので、昭和63年4月1日からその日以後最初に利払を受ける日か、昭和63年9月30日か、最初にこの変更後の契約に基づいて預入等をする日のいずれか最も早い日までに、非課税申告書を住所地の所轄税務署長に、また、非課税申込書を取扱金融機関の営業所に、それぞれ提出したもの

- (3) 旧一般財形貯蓄から財形住宅・年金貯蓄に切り替えられたもの(昭和63年9月30日ま

でに切り替えられたものに限る。)で、上記(2)の規定の適用を受けられないもの、すなわち、昭和63年4月1日以後に旧財形貯蓄に係る利子等の支払がされた後に財形住宅・年金貯蓄に切り替えられたもの。この場合、昭和63年4月1日から当該切替えのための契約が締結された日(すなわち、財形住宅・年金貯蓄契約を締結したとみなされる日)の前日までの期間に対応する部分に対しては、5%の税率で利子割を課する。

(税務調査)

- 9 県民税利子割に関する税務調査については、国税・地方税の課税対象が共通であることに十分配慮して取り扱う。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成元年税第185号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成3年税第187号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成5年税第45号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成6年税第83号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成7年税第40号)

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年税第67号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成14年税第347号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成15年税第572号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成15年税第226号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成16年税第515号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成19年税第71号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成19年税第253号)

この通達は、平成19年9月30日から施行する。

附 則(平成19年税第384号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成24年課税第132号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成27年課税第138号)

この通達は、平成28年1月1日から施行する。